

福祉常任委員会資料

令和5年6月13日
(2023年)

福祉保健部国保医療課

令和5年度(2023年度)城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和5年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 7.80/100 均等割 21,800円 平等割 23,460円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 ^(注1) (注2)	(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額 均等割 15,260円	均等割	21,800円	- 15,260円	= 6,540円
平等割 16,430円	平等割	23,460円	- 16,430円	= 7,030円
	(特定世帯の場合)	11,730円	- 8,220円	= 3,510円
	(特定継続世帯の場合)	17,600円	- 12,320円	= 5,280円
5割減額 均等割 10,900円	均等割	21,800円	- 10,900円	= 10,900円
平等割 11,730円	平等割	23,460円	- 11,730円	= 11,730円
	(特定世帯の場合)	11,730円	- 5,870円	= 5,860円
	(特定継続世帯の場合)	17,600円	- 8,800円	= 8,800円
2割減額 均等割 4,360円	均等割	21,800円	- 4,360円	= 17,440円
平等割 4,700円	平等割	23,460円	- 4,700円	= 18,760円
	(特定世帯の場合)	11,730円	- 2,350円	= 9,380円
	(特定継続世帯の場合)	17,600円	- 3,520円	= 14,080円
(2) 未就学児分 ^(注3)	(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時 均等割 3,270円	均等割	6,540円	- 3,270円	= 3,270円
低所得者5割減額時 均等割 5,450円	均等割	10,900円	- 5,450円	= 5,450円
低所得者2割減額時 均等割 8,720円	均等割	17,440円	- 8,720円	= 8,720円
低所得者減額なし時 均等割 10,900円	均等割	21,800円	- 10,900円	= 10,900円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+29万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+53.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

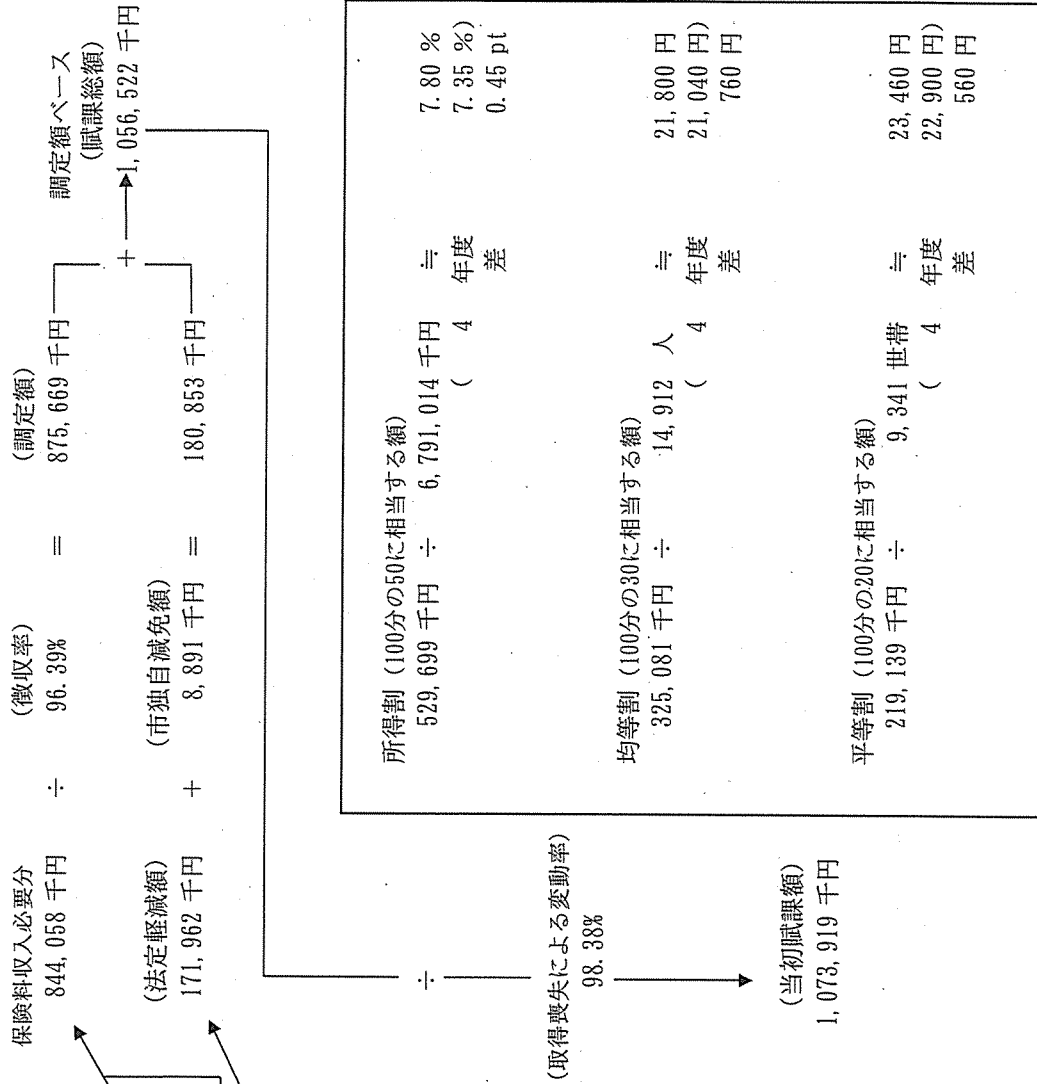
令和 5 年度保険料率の試算について【医療給付費分】

〔支出見込額〕

一般被保険者医療分 7,979,243 千円
退職被保険者等医療分 374 千円
合計＝当初医療分予算額 7,979,617 千円

〔収入見込額〕

一般被保険者医療分 現年度保険料 (賦課総額) 1,061,268 千円 内、保険料収入必要分 (889,306千円) 内、財政調整基金 (45,248千円) 内、保険基金安定繰入金 (軽減分) 未就学児均等割保険料繰入金 (171,962千円)	一般被保険者医療分 6,917,975 千円 内訳 府支出金 6,565,280 千円 一般会計繰入金 240,803 千円 (軽減分、未就学児分を除く) その他財源 111,892 千円	退職被保険者等医療分 374 千円
--	---	----------------------



参 考

◎令和5年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 3. 11 / 100 均等割 8, 580円 平等割 9, 200円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分^(注1)(注2)

	(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額 均等割	均等割	8, 580円	6, 010円	= 2, 570円
平等割	平等割	9, 200円	6, 440円	= 2, 760円
	(特定世帯の場合)	4, 600円	3, 220円	= 1, 380円
	(特定継続世帯の場合)	6, 900円	4, 830円	= 2, 070円

5割減額 均等割	均等割	8, 580円	4, 290円	= 4, 290円
平等割	平等割	9, 200円	4, 600円	= 4, 600円
	(特定世帯の場合)	4, 600円	2, 300円	= 2, 300円
	(特定継続世帯の場合)	6, 900円	3, 450円	= 3, 450円

2割減額 均等割	均等割	8, 580円	1, 720円	= 6, 860円
平等割	平等割	9, 200円	1, 840円	= 7, 360円
	(特定世帯の場合)	4, 600円	920円	= 3, 680円
	(特定継続世帯の場合)	6, 900円	1, 380円	= 5, 520円

(2) 未就学児分^(注3)

	(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時 均等割	均等割	2, 570円	1, 290円	= 1, 280円
低所得者5割減額時 均等割	均等割	4, 290円	2, 150円	= 2, 140円
低所得者2割減額時 均等割	均等割	6, 860円	3, 430円	= 3, 430円
低所得者減額なし時 均等割	均等割	8, 580円	4, 290円	= 4, 290円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されず。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+29万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+53.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

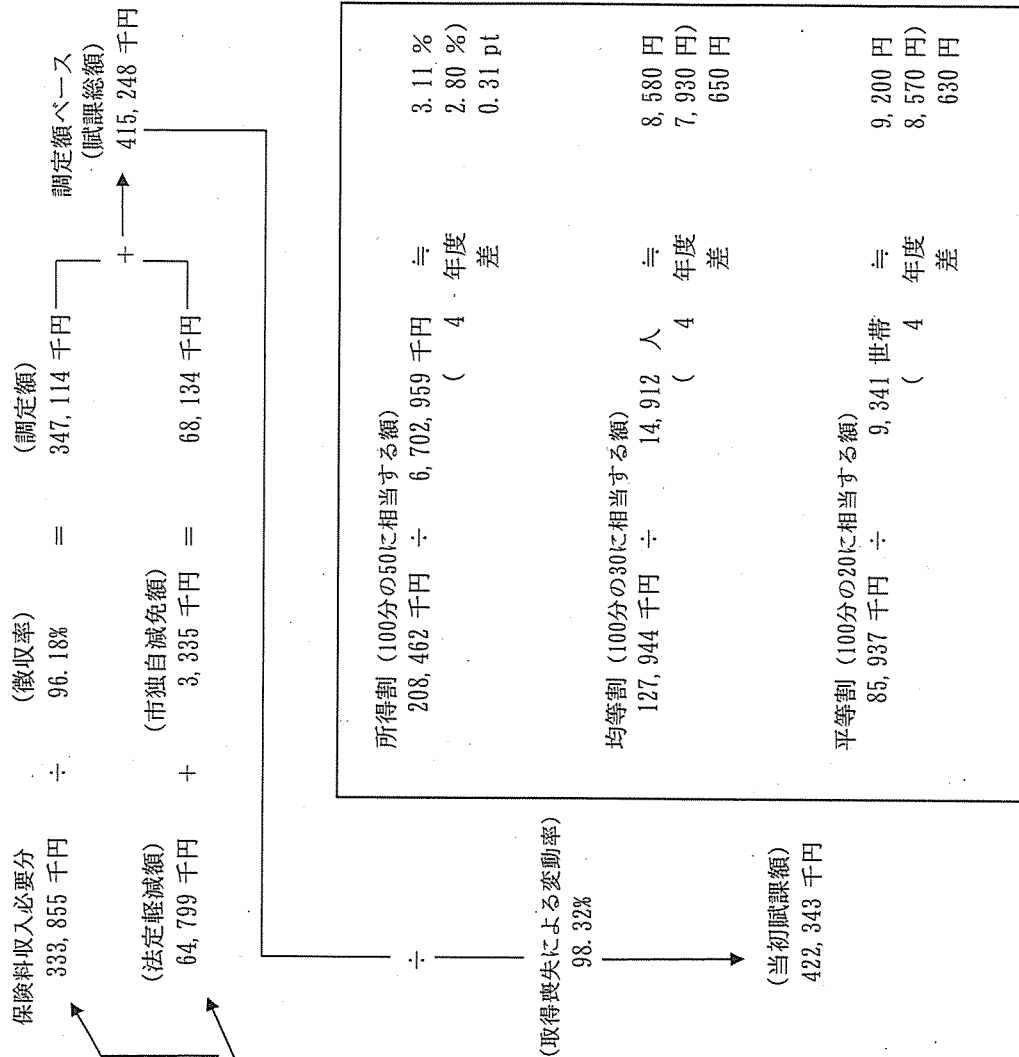
令和 5 年度保険料率の試算について【後期高齢者支援金等分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

一般被保険者 高齢者支援金等分 482,529 千円
退職者高齢者支援金分 92 千円
当初予算計上額 482,621 千円

一般被保険者高齢者支援金分 現年度保険料(賦課総額) 433,181 千円
内、保険料収入必要分 (368,382千円)
内、財政調整基金 (34,527千円)
内、保険基金安定繰入金(軽減分) 未就学児均等割保険料繰入金 (64,799千円)
高齢者支援金分 49,348 千円
内訳 一般会計繰入金 36,161 千円 (軽減分、未就学児分を除く)
その他財源 13,187 千円
退職者高齢者支援金分 92 千円



所得割 (100分の50に相当する額) 208,462 千円 ÷ 6,702,959 千円 = 3.11 % (4 年度差 = 2.80 %)
均等割 (100分の30に相当する額) 127,944 千円 ÷ 14,912 人 = 8,580 円 (4 年度差 = 7,930 円)
平等割 (100分の20に相当する額) 85,937 千円 ÷ 9,341 世帯 = 9,200 円 (4 年度差 = 8,570 円)
630 円

◎令和5年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2.69/100 均等割 7,760円 平等割 6,100円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分		(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	5,440円	均等割	7,760円 - 5,440円 =	2,320円
	平等割	4,270円	平等割	6,100円 - 4,270円 =	1,830円
5割減額	均等割	3,880円	均等割	7,760円 - 3,880円 =	3,880円
	平等割	3,050円	平等割	6,100円 - 3,050円 =	3,050円
2割減額	均等割	1,560円	均等割	7,760円 - 1,560円 =	6,200円
	平等割	1,220円	平等割	6,100円 - 1,220円 =	4,880円

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

- 7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)
 - 5割減額：43万円+29万円×(加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※))
 - 2割減額：43万円+53.5万円×(加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※))
- ※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和 5 年度保険料率の試算について【介護納付金分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

介護納付金分	163,301 千円
--------	------------

介護納付金分	145,387 千円
現年度保険料(賦課総額)	145,387 千円
内、保険料収入必要分	(124,713千円)
内、財政調整基金	(39,087千円)
内、保険基金安定繰入金(軽減分)	(20,674千円)
介護納付金分	17,914 千円
内訳	
一般会計繰入金	11,102 千円
(軽減分を除く)	
その他財源	6,812 千円

